

定員超過利用減算の対象(一覧表)

以下に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。

対象サービス 減算の対象		障害福祉サービス事業所等		障害児通所支援事業所等	
		①生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	②療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援	③児童発達支援、医療型児童発達支援(指定医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、基準該当通所支援	④障害児入所支援(指定医療機関を除く。)
1日当たりの 利用実績	利用定員 50人以下	利用者数 > 利用定員 × <u>150%</u>	利用者数 > 利用定員 × <u>110%</u>	利用者数 > 利用定員 × <u>150%</u>	利用者数 > 利用定員 × <u>110%</u>
	利用定員 51人以上	利用者数 > (利用定員 - 50) × 125% + 75	利用者数 > (利用定員 - 50) × 105% + 55	利用者数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 25% + 25	利用者数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 5% + 5
直近の過去 3月間の利 用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の 開所日数	過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日 数 × <u>105%</u>	過去3月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の 開所日数	過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日 数 × <u>105%</u>
	利用定員 12人以上	過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日 数 × <u>125%</u>		過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日 数 × <u>125%</u>	

※1) 過去3月間の利用実績における利用定員は、多機能型の場合は合計定員で判断する。

(例: 生活介護10人、就労継続支援B型20人 = 合計30人 ← 合計が12人以上であるため、いずれも「12人以上」となる。)

※2) 定員超過利用減算の取扱い詳細については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の1(7)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月30日付け障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)第二の1(5)(以下「国通知」という。)を参照すること。

(上記内容と、国通知に相違がある場合は国通知を優先すること。)